

## 議案第10号

### 鳥取県税条例の一部改正について

次とおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成25年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
法人の県民税	県内に所在する事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）のうち主たるものの所在地（主たる事務所又は事業所が県内に所在する特定法人（第54条第1項の表の(1)の項イに掲げる法人以外の法人をいう。以下この表において同じ。）にあつては、東部県税事務所の所在地）
利子等（第20条第7号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	東部県税事務所の所在地
特定配当等（第20条第8	東部県税事務所の所在地

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する県税事務所において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
法人の県民税	申告納付すべき日における主たる事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）の所在地
利子等（第20条第7号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（第20条第14号に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するものうち主たるものの所在地
特定配当等（第20条第8	県庁の所在地

<p>号に規定する特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税</p>	<p>特定株式等譲渡所得金額(第20条第9号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税</p>	<p>東部県税事務所の所在地</p>
<p>号に規定する特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税</p>	<p>特定株式等譲渡所得金額(第20条第9号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税</p>	<p>県庁の所在地</p>
<p>法人の事業税</p>	<p>法人の事業税</p>	<p>県内に所在する事務所又は事業所のうち主たるもの所在地(主たる事務所又は事業所が県内に所在する特定法人にあっては、東部県税事務所の所在地)</p>
<p>申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地</p>	<p>申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地</p>	<p>申告納付すべき日における卸売販売業者等(第115条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。)の主たる事務所又は事業所の所在地(当該事務所又は事業所が県内にない場合にあつては、県庁の所在地)</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>県たばこ税</p>	<p>県たばこ税</p>	<p>東部県税事務所の所在地</p>

ゴルフ場利用税	西部県税事務所の所在地	ゴルフ場利用税	ゴルフ場の所在地
自動車取得税	東部県税事務所の所在地	自動車取得税	鳥取運輸支局の所在地
軽油引取税	西部県税事務所の所在地（第134条の34第1項に規定する免税軽油使用者にあつては、当該免税軽油使用者の事務所又は事業所の所在地）	軽油引取税	事務所又は事業所の所在地（事務所又は事業所が県内にない場合にあっては、県内における軽油の納入地のうち主たるものの所在地、自動車の主たる定置場の所在地又は免税証を交付した機関の所在地）
自動車税	略	自動車税	略
鉦区税	証紙徴収による場合は、東部県税事務所の所在地	鉦区税	証紙徴収による場合は、鳥取運輸支局の所在地
略	中部県税事務所の所在地	略	賦課期日現在における鉦区の所在地
産業廃棄物処分場税	中部県税事務所の所在地	産業廃棄物処分場税	最終処分場（第220条第2項の特例徴収義務者にあつては、同項の指定に係る最終処分場）の所在地
2 略	2 略	2 略	2 略

(3 世代住宅の取得に対する不動産取得税の減免)

(3 世代住宅の取得に対する不動産取得税の減免)

第78条の2 知事は、法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けない住宅（同条第1項又は第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えることによりこれらの規定の適用を受けないものに限る。）で、当該住宅に同居する直系の親族の世代数が当該住宅の取得者の世代を含めて3以上のもの（以下「3世代住宅」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、同条第1項又は第3項の規定を適用したとすれば、これらの規定により不動産取得税の課税標準の算定について1戸につき価格から控除するものとされる額に税率を乗じて得た額を減免することができる。

## 2・3 略

（3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予）  
第83条の2 知事は、土地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該土地の取得者から当該不動産取得税について次の各号のいずれかに該当する旨の申告があり、当該

第78条の2 知事は、法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けない住宅（同条第1項又は第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えることによりこれらの規定の適用を受けないものに限る。）で、当該住宅に同居する直系の親族の世代数が当該住宅の取得者の世代を含めて3以上のもの（平成20年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得したものに限り、以下「3世代住宅」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、同条第1項又は第3項の規定を適用したとすれば、これらの規定により不動産取得税の課税標準の算定について1戸につき価格から控除するものとされる額に税率を乗じて得た額を減免することができる。

## 2・3 略

（3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予）  
第83条の2 知事は、土地の取得（平成23年4月1日以降の取得に限る。以下この条において同じ。）に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該土地の取得者から当該不動産

申告が真実であると認められるときは、第1号に該当する土地の取得にあっては当該取得の日から3年以内の期間、第2号に該当する土地の取得にあっては当該取得の日から1年以内の期間を限って、当該土地に係る不動産取得税のうち第78条の3第1項の規定により減免することができる額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

(1) 土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に3世代住宅を新築する場合（当該取得をした者（以下この号において「取得者」という。）が当該土地を当該3世代住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該3世代住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。）

(2) 略  
2～5 略

取得税について次の各号のいずれかに該当する旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、第1号に該当する土地の取得にあっては当該取得の日から平成26年3月31日までの期間、第2号に該当する土地の取得にあっては当該取得の日から1年以内の期間（当該期間の末日が平成26年3月31日を超える場合にあっては、同日までの期間）を限って、当該土地に係る不動産取得税のうち第78条の3第1項の規定により減免することができる額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

(1) 土地を取得した日から平成26年3月31日までの間に当該土地の上に3世代住宅を新築する場合（当該取得をした者（以下この号において「取得者」という。）が当該土地を当該3世代住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該3世代住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。）

(2) 略  
2～5 略

附 則  
(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第78条の2第1項及び第83条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(鳥取県条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取県条例の一部を改正する条例（平成25年鳥取県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中鳥取県条例第5条の改正規定を次のように改める。

<p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税目</th> <th>課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定株式等譲渡所得金額（第20条第10号）に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税</td> <td>東部県税事務所 の所在地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	税目	課税地	略		特定株式等譲渡所得金額（第20条第10号）に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	東部県税事務所 の所在地	略		<p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税目</th> <th>課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定株式等譲渡所得金額（第20条第9号）に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税</td> <td>東部県税事務所 の所在地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	税目	課税地	略		特定株式等譲渡所得金額（第20条第9号）に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	東部県税事務所 の所在地	略	
税目	課税地																
略																	
特定株式等譲渡所得金額（第20条第10号）に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	東部県税事務所 の所在地																
略																	
税目	課税地																
略																	
特定株式等譲渡所得金額（第20条第9号）に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	東部県税事務所 の所在地																
略																	